

確定申告が始まります

◇役場大会議室で受付

月	日	申告受付の行政区	
		9時～11時30分	13時～16時30分
2月	16 木	緑町	
	17 金	東町	
	20 月	六軒町	
	21 火	みどり野・樺戸町	
	22 水	錦町・美里・下川町	
	23 木	栄町・春日町	
	24 金	末広・元町	
27 月	西町		
3月	2 木	北栄町	
	6 月	幸町・弥生・旭町・万代町・白樺町	
	7 火	上当別・東裏・東蕨岱・蕨岱町	
	8 水	対雁・川下右岸・川下左岸	
	9 木	金沢・若葉	
	10 金	弁華別・茂平沢・青山・中小屋	
	13 月・14 火・15 水は予備日		

平成17年の所得税の確定申告を行います。この期間は役場税務課窓口の受付をしませんので、申告される方は受付日と会場をご確認の上、お越しくください。

確定申告の受付日程

◇西当別コミュニティセンターで受付

月	日	申告受付の行政区	
		9時～11時30分	13時～16時30分
2月	28 火	太美寿・当別太・ピトエ・高岡	太美中央
3月	1 水	太美北	太美南・獅子内
	3 金	スウェーデンヒルズ	太美スターライト・太美東・太美西

譲渡所得（土地・家屋等）のある方は、これらの会場では受付できませんので、直接税務署で申告をしてください。

また、当日税務職員は確定申告書の計算を行うのみですので、営業・不動産等の収支内訳書や、医療費控除等の書類は、事前に作成をしてからお越しくください。

忘れずに！軽自動車の廃車手続き

軽自動車の種類	廃車手続き先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（コンバイン・田植機など）・大型トラクター（札99）	役場税務課税務係・☎23 - 2332
軽4輪自動車・ バイク（126cc～250cc）	札幌地区軽自動車協会・☎011 - 768 - 3955 （札幌市北区新川5条20丁目）
バイク（251cc以上）	札幌地区自家用自動車協会・☎011 - 721 - 8201 （札幌市東区北30条東1丁目）
大型トラクター（ナンバー返却）	北海道運輸局札幌運輸支局・☎011 - 731 - 7165 （札幌市東区北28条東1丁目）

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。使用していない軽自動車を所有の方は、3月31日までに廃車手続きを済ませてください。
なお、軽自動車税は「月割課税」ではありません。手続きを忘れると1年分の税金を納めなければなりません。

税務署

各税の申告はお早めに

所得税などの申告期限が間近になると、税務署は大変混雑し長時間お待ちいただく場合がありますので、申告書の提出は早めに済ませましょう。
申告書は税務署へ郵送でも提出できますが、必ず返信用封筒に切手を貼って同封してください。

確定申告相談日

税務署では、青色申告者・事業所得者などの申告相談を実施します。

なお、譲渡所得のある方はこの日には受付できませんので、直接税務署へお越しくください。

◆日時 2月10日（金）9時30分～12時・13時～16時

◆会場 役場第二庁舎（白樺町・役場西隣）

札幌北税務署で受け付けます

◆所得税 2月16日（木）～3月15日（水）

◆贈与税 2月1日（水）～3月15日（水）

◆個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日（金）まで

2月19日・26日の日曜日は、税務署で申告の相談、受付を行います。お早めにお越しくください。

申告書・納付書を送付されている人は

1 送付された申告書・納付書を使用してください。

2 複写式の申告書は、ボールペンで強くはつきりと書き、切り離さずに提出してください。

3 書き損じの申告書は捨てずに、書き直した申告書に添付してください。

申告書は自分で記載する「自書申告」で

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、「自書申告」をお手伝いします。

【アドレス <http://www.nta.go.jp/>】

札幌北税務署（☎011 707 5111）

学 童 保 育

子どもプレイハウスの 入所希望者を受け付け

入所対象者 放課後に共働きなどで保護者が家庭で不在となる児童。(原則として小学校1～3年生)

開設場所と定員

①当別子どもプレイハウス(18年度から錦町と緑町に開設していた2つのプレイハウスを統合し、元町の当別幼稚園跡地に移転します。) 定員100名

②西当別子どもプレイハウス(太美町・青少年会館内) 定員60名(申込みが定員を超えた場合、選考基準により入所決定します。)

開設期間

4月1日～平成19年3月末日。(ただし、日曜、祝祭日、お盆期間及び年末年始期間を除く。)

開設時間 学校登校日は放課後から18時。長期休業期間などは8時30分から18時。

費用 無料。ただし、父母会費(活動費とおやつ代)として月額3,000円、保険加入料年額500円。

申込方法

「入所申込用紙」は、ゆとろ・太美出張所・各プレイハウスで2月1日(水)から配布します。申込用紙に必要事項を記入し、雇用証明書とともに「ゆとろ」か、「太美出張所」に提出してください。

申込期限 2月24日(金)

詳細 子育て推進課子ども係(「ゆとろ」内・☎23-3024)

扶 養 手 当

該当と思われる方は手続きを 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当の対象者

離婚などで、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭などの方。支給期間は児童が18歳に達した年の年度末まで。(心身障がい児は20歳未満。)

家庭状況により請求できない場合もあります。



検 診

受診しましょう 女性がん検診・骨粗しょう症検診

女性がん検診・骨粗しょう症検診

①集団検診：バスで検診センターまで送迎します。

◎受付会場 ゆとろ(西町)

◎検診日 3月1日(水)・3日(金)

◎受付時間 7時55分～8時10分

②個人で検診センターへ行き受診

◎受診期間 3月31日(金)まで

特別児童扶養手当の対象者

20歳未満の重度か中度の心身障がい児を養育している方。

ただし、児童が施設入所している場合など、支給されない場合もあります。

両手当ともに、一定以上の所得のある方(同居している親族等を含む)は手当の全部、または一部が支給停止の場合があります。

詳細 福祉課福祉係(「ゆとろ」内・☎23-3019)

(事前にゆとろに申込みのこと)

検診機関 北海道対がん協会札幌検診センター(札幌市東区北26条東14丁目)

検診内容・料金など 表のとおり子宮がんと乳がんは2年に1回、胃・肺・大腸がんは毎年受診しましょう。

▼申込み・問合せ 福祉課保健サービス係(「ゆとろ」内・☎23-2346)

検診項目	対 象	一般	国保加入者
胃がん検診	35歳～	1,400	700
肺がん検診(レントゲン)	40歳～	400	200
〃 (喀たん検査)	必要者	700	350
大腸がん検診	40歳～	600	300
子宮がん検診(頸部)	20歳～	1,600	800
〃 (体部)	必要者	700	350
乳がん検診	40～49歳(マンモ2方向)	2,000	1,000
(視触診とマンモグラフィー)	50歳～(マンモ1方向)	1,700	850
骨粗しょう症検診	30～59歳	400	200

婦人科超音波検査を希望の方は、ご相談ください。(料金単位：円)生活保護を受けている方は無料。

平成21年5月までに裁判員制度がスタートします

裁判員制度出張講座 in 当別 参加しませんか

あなたが裁判員に
選ばれるかも・・・

第2回講座 裁判員を体験してみよう!

日時 2月27日(月)18時～20時 会場 ゆとろ(西町)
内容 殺人未遂事件のシナリオを教材に、殺意の有無を市民の目線で判断してみましょう。

申込み・問合せ 2月22日(水)までに、役場情報課広報広聴係(☎23-3069)に申し込みください。
主催 札幌地方裁判所・当別町



申請

福祉有償運送の手続きをお忘れなく

NPO法人などが平成18年4月1日以降も継続して、介護に伴う移送サービスをするためには、道路運送法第80条に基づく許可申請が必要になります。

その場合、当別町福祉有償運送運営協議会の協議を経る必要がありますので、その手続きをお忘れなく。詳しくは下記へ問い合わせください。

詳細 福祉課介護サービス係
 (「ゆとろ」内・☎23 - 3029)



お知らせ

町民交通傷害保険は3月31日で廃止になります

町では、交通事故の救済制度が十分でなかった昭和43年に交通傷害保険事業を開始し、以来37年間実施してきました。

しかし、近年は保険加入者が減少していることや、民間の各種傷害保険や共済制度が充実・普及するなど、社会情勢が変化してきました。このような事情から町が果たしてきた役割は終了したものと判断し、町民交通傷害保険事業を廃止することとしました。

長きにわたりご加入いただき、誠にありがとうございました。

当別町としては、今後も引き続き町民の方々に対する交通安全啓発をさらに充実させ、交通事故根絶を目指して一層努力してまいりますので、ご理解をお願いします。

問合せ 住民生活課住民生活係
 (☎23 - 3209)

環境

公害防止協定に基づくダイオキシンの測定結果

当別町と江別市が公害防止協定に基づき実施した平成17年度ダイオキシン類の測定結果をお知らせします。

調査地点 当別町と江別市が同位置でそれぞれ測定。

◎大気・土壌調査

太美地区 太美污水処理センター

川下地区 八幡第一排水機場

◎水質調査 八幡最終処分場

測定結果 表のとおり

(結果は全ての項目で基準を下回るものでした。)

詳細 環境対策課環境対策係
 (☎23 - 2503)

[単位：ピコグラム (1兆分の1g)]

調査項目	調査地区	実施区分	調査日	測定結果	年平均	環境基準
大気 (pg - TEQ/m ³)	太美地区	当別町	7/20~21	0.025	0.036	0.6
		江別市	9/13~14	0.048		
	川下地区	当別町	7/20~21	0.018	0.027	
		江別市	9/13~14	0.036		
土壌 (pg - TEQ/g)	太美地区	当別町	7/20	0.60	0.38	1000
		江別市	9/13	0.16		
	川下地区	当別町	7/20	0.19	0.41	
		江別市	9/13	0.64		
水質 (pg - TEQ/l)	八幡最終 処分場	当別町	7/20	0.034	0.036	10※
		江別市	8/22	0.039		

※水質は最終処分場の管理基準

犬猫

ペットの首輪に連絡先の記名を



町で迷い犬や猫を保護した場合、飼い主が分かれば連絡し、家に帰ることができますが、分からないときは保健所で4日間保護された後、法に基づく処分という残念な結果になってしまいます。

そうならないために飼い主の方は次のことを行ってください。

犬の場合

犬には市町村への登録が必要です。迷子になった場合、登録番号で飼い主を探しますので、鑑札を首輪などに着けましょう。

鑑札を着けることが出来ない場合は、首輪に登録番号または連絡先を記載するなど、飼い主が分かるようにしましょう。

猫の場合

猫には犬と違い登録制度がないため、首輪などを着け連絡先を記載するなど、飼い主が分かるようにしましょう。

担当 環境対策課環境対策係
 (☎23 - 2503)

人事

役場関係の人事異動 1月1日付け

福祉課福祉係長事務取扱 ~ 齋藤宏
 福祉課障がいサービス係長 ~ 江口昇 同係 ~ 名取麻里子

《新規採用者》

情報課情報管理係主任 ~ 乗木裕

《退職者》

平成17年12月31日付 ~ 坂井秀雄